

31 議会第10号  
平成31年4月10日

高山市長 國島 芳明 様

高山市議会  
議長 溝端 甚一郎

### 政策提言について

高山市議会基本条例第2条及び第12条の規定により、下記のとおり提言する。

#### 記

#### 1. 支所地域の地域振興について

##### (1) マーケティング強化による自治体経営の確立

産業経済政策を担うには他業種との協力が不可欠であり、行政は金融機関等をはじめ様々な業種との連携による政策立案が求められている。企画力と行動力を備えた地域再生のための行政の体制強化を図るべきである。

##### (2) 行政内分権の確立による地域政策の再構築

支所地域の地域振興には産業振興が不可欠な要素であり、何を重点として地域再生するか視点が重要である。その課題を見出し実行できる体制の構築には、専門的人材の配置を含め、権限や予算のあり方を見つめ直した支所機能の強化を図るべきである。

##### (3) 面としての再生を含む地域別の地域振興ビジョンの策定

地域により魅力も特色も異なり、地域再生には基盤整備部門から経済産業部門まで広範囲な対策が必要である。そうした意味からは、都市計画的視点に立った戦略性ある地域振興ビジョンを策定すべきである。

#### 2. まちづくり基本条例（仮称）の制定について

まちづくり基本条例（仮称）の制定に向けて、情報共有と市民参加を基本に、全市民的な議論を進める準備委員会を早期に設置すべきである。

なお、条例の制定にあたっては、市民をまちづくりの主体（主権者）とし、住民による自治（住民によるまちづくり）を実現するため、情報共有と住民

参加を柱とした内容を規定すべきである。

また、地域共同社会を実現するためには、地域住民への分権（地域自治組織への権限委譲）と行政内部での分権（支所への権限委譲）の視点が重要である。地域に与えられた権限を行使する団体（まちづくり協議会）の位置づけを明確に規定すべきである。

さらに、主権者である市民、行政、議会だけでなく、事業所をはじめ各種団体のまちづくりへの協力について位置づけを明確にすることが必要である。その地域に住んでいる市民、その地域で事業を営んでいる事業者や団体が地域のために協力すること、そして、それを全体の奉仕者として行政と議会が支える関係を規定すべきである。

### 3. 子どもと学校を核とした地域づくりについて

#### （1）地域づくり政策における学校の位置付け

地域にとって、学校はなくてはならない存在（ミニмумインフラ）といえる。今後も小規模校の増加は予想されるが、学校をミニмумインフラとして位置づけ、統廃合ではなく存続を前提として地域づくり政策を進めるとともに、学校においても、ミニмумインフラの使命を背負う自らの存在を強く自覚すべきである。

#### （2）地域づくりにおけるコミュニティ・スクールの役割

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会や熟議の場を通して学校と地域が情報や意識の共有を行い、地域総がかりでの子育てを進めようとする制度であり、地域と学校がともに考え協働することにより、学校づくりが地域づくり、地域づくりが学校づくりになるという双方向の関係性構築を目指すものである。事業化自体を目的とするのではなく、熟議により紡ぎだされた思いを地域と共有することに大きな意義がある。学校運営協議会の設置においては、その本質の浸透を最優先し、地域と学校による理解獲得を丁寧に進めるべきである。

また、地域課題の解決に主体として取り組んでいるまちづくり協議会は、コミュニティ・スクールの推進においても重要な存在である。地域総がかりでの子育てを地域づくりにもつなげていくという思いを共有するとともに、まちづくり協議会による地域の新たなネットワークの構築や学校との連携強化を進めるにあたり、その自発性を尊重しつつ、十分な意図をもって支援すべきである。

なお、既に学校が他の地域に統合された地域においては、コミュニティ・スクールの取り組みが地域・子ども・学校の重要な結節点となることから、

地域と学校運営協議会の関わりや連携を十分に支援する必要がある。

加えて、学区の再編について、地域の意向を把握しつつ、子どもや地域の将来を第一とする検討を議論の俎上に乗せていくのは行政の役割と考える。さらに現実的な取り組みを進める必要がある。

### (3) 多様な地域の独自性を尊重した地域づくり

多様な地域がそれぞれ導き出す課題と解決策は独自性を有するものである。そのプロセスに寄り添いながらその方向性を尊重し、前向きな検討を加えるべきである。

また、「荘川の子どもを育むための提言（地域の思い）」（平成30年3月提出）について、早期に実現に結び付けられたい。